

福島市DX推進計画

令和6年度～令和7年度

2024年(令和6年)4月策定版

福島市

目 次

【本編】

1. 本計画策定の趣旨	2	
1.1 本計画の位置づけ		2
1.2 本計画の対象期間		2
1.3 本計画の見直し		2
2. 本市におけるDXの方向性について	3	
2.1 DXを推進する基本的な考え方		3
(1)既成概念にとらわれないデジタル化の推進		3
(2)デジタルファーストの視点		4
(3)市のデジタル化のエンジンとしての市役所改革		4
(4)アジャイル型のシステム開発(内製・外注)		4
3. 推進体制	4	
3.1 ふくしまデジタル推進協議会		4
3.2 本市のDX推進体制		4
3.3 福島市DX推進本部会議		5
3.4 デジタル改革室の体制		6
3.5 行財政改革推進本部との連携		6
4. 行政のデジタル化におけるDXの具体的な取組について	7	
4.1 最重点取組項目及び重点取組項目		7
(1)行政手続のデジタル化(最重点取組項目)		7
(2)AI・AR等先進技術の利用推進(最重点取組項目)		7
(3)システム内製化・RPAの利用促進(最重点取組項目)		7
(4)財務会計システムDX推進・キャッシュレス化の推進(最重点取組項目)		8
(5)デジタルプラットフォームの構築(最重点取組項目)		8
(6)情報システムの標準化・共通化		8
(7)オープンデータの推進		8
(8)フリーアドレス、テレワークの推進		8
(9)都市のデジタル化推進		9
4.2 福島市DX推進計画実行編について		9
4.3 デジタル人材の育成・確保		9
4.4 セキュリティ対策		9
4.5 デジタルデバйд対策		9
5. 都市のデジタル化の推進	10	
5.1 デジタルリテラシーに応じたデジタル化の推進		10
5.2 デジタル技術を活用した都市のデジタル化推進		11
(1)地域経済の活性化に資するデジタル化		11
(2)都市機能の向上に資するデジタル化		11

【資料編】

1. 関係要綱等	12
2. 用語解説	18

1. 本計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症では3密(密閉・密集・密接)を避けた行動が奨励され、非接触・非対面を前提とした新たな生活様式への移行が加速しました。また、住民生活や経済活動維持の観点から、これまでデジタル化が進まなかった領域を含め、デジタル化が大きく進展しました。

また国は2020年(令和2年)12月25日に「自治体DX推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめました。さらに2021年(令和3年)7月7日には「自治体DX全体手順書」を示し、DXにかかる機運の醸成や全体方針の決定、推進体制の整備、重点取組事項の計画的な実行などを提示しました。このように、コロナ禍も相まって、制度や組織のあり方をデジタル化にあわせ変革していくDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進が社会全体に求められています。

このような中、本市では2021年(令和3年)4月から2026年(令和8年)3月までを計画期間とする「福島市地域情報化イノベーション計画(以下、「市地域情報化計画」)」を策定し、ICT技術の積極的な活用による情報化に努めてきました。しかし、市地域情報化計画ではDXの推進に触れておらず、またこの間、内製システムへの組織的な取組進展や生成AIと呼ばれる新技術が急速に台頭するなど、DXを含めたデジタルの進歩に対応できる小回りの利く計画への見直しが必要となっています。

そこでDXによる新たな価値の創造や市民生活の質の向上に取り組んでいくため、市地域情報化計画を発展改訂し、福島市DX推進計画(以下、「本計画」)を策定することとします。

1.1 本計画の位置づけ

先に述べたとおり、本計画は市地域情報化計画の発展改訂として策定するとともに、官民データ活用推進基本法に基づき策定する「官民データ活用推進計画」を兼ねる位置づけとし、本計画と一本化を図ることで一体的、効果的に取組を進めていきます。

1.2 本計画の対象期間

本計画は、市地域情報化計画の発展改訂版の位置づけとすること、また「福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」(計画期間:2021年(令和3年)から2025年(令和7年))とも整合性をもって進めていくため、2024年(令和6年)4月から2026年(令和8年)3月までを対象期間とします。

1.3 本計画の見直し

昨今におけるデジタル、AIなどテクノロジーを取り巻く環境は目まぐるしく変化・進歩していることから、本計画も時代の変化にあわせて適宜見直ししていく、小回りの利く計画とする必要があります。

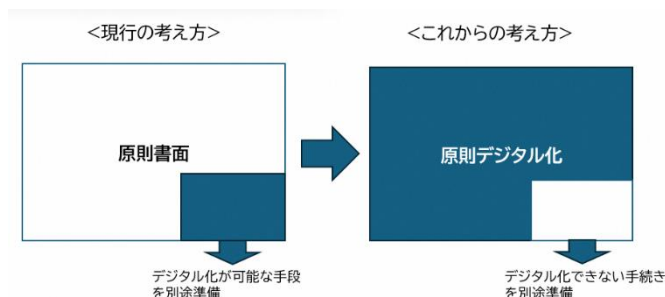
そのため、本計画は取組全体の考え方等を示す「本編」と、重点的に取り組む項目を示す「実行計画

編」の2つに分けて進捗管理を行っていきます。「本編」については、社会状況の変化等に応じて見直しを行い、「実行計画編」については、毎年度、国やデジタルを取り巻く動向、本市の状況等にあわせて更新を行うことで実効性のある計画となるよう取り組みます。

2. 本市におけるDXの方向性について

DXとは「デジタル・トランスフォーメーション」の略であり、単にIT、デジタル技術などを導入・利用することを目的とするのではなく、IT、デジタル技術などを浸透させることで、住民生活、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土までを変革させていく概念になります。

したがって、本市におけるDXについては、これまでの紙や伝票、FAXなどのアナログ情報を前提とした考え方から、単なる「デジタル化した」に留まるのではなく、デジタルを前提とした変革の考え方にシフトさせていく必要があります。そのうえで市民目線による住民の利便性の向上、事務の効率化による公務生産性の向上を図り、新たな価値の創造に繋がっていきけるよう、「行政のデジタル化」と「都市のデジタル化」に取り組んでいきます。



また、DXの取組にあたっては行政だけでなく、令和4年度に設立したふくしまデジタル推進協議会、デジタル推進者会議や本市の事業の一翼を担う指定管理者、外郭団体と一体となって推進していくとともに、関係機関や企業など多様なステークホルダーとの連携により、新たな社会を共創していく考えのもとで取組を進めていきます。

2.1 DXを推進する基本的な考え方

国が示している「サービス設計12箇条」を踏まえ、本市のDXを推進していくにあたっては、以下の4項目を基本的な考え方として掲げ、より効果的・効率的な施策を推進します。なお、取組にあたっては、本計画で位置付けるCDO(最高デジタル責任者)が司令塔となり、この考え方を全庁組織に十分浸透させた上でDXを推進します。

(1) 既成概念にとらわれないデジタル化の推進

デジタル処理に移行しただけでは、単なるデジタル化に終わり、業務改革にはつながりません。既成概念にとらわれることなく、アナログ情報を前提としたこれまでのやり方、制度、規則を含めて見直し、デジタルを前提とした変革の考え方にシフトします。

(2) デジタルファーストの視点

若者などすでにデジタル技術を活用できる層に対し、デジタルファーストによるアプローチの徹底を図るとともに、デジタル情報の強みを生かすため、デジタルで受け付け、一貫してデジタル情報で処理を行っていくデジタルファーストを原則とします。

(3) 市のデジタル化のエンジンとしての市役所改革

各所属の業務・事務における公務生産性の向上を図るとともに、市のデジタル化のエンジンとしての市役所改革を図る施策を推進します。また、事業者(指定管理者・外郭団体含む)のDX推進を図るため、各所管部局とともに積極的な取組を進めます。

(4) アジャイル型のシステム開発(内製・外注)

業務を詳しく知る職員自身の手でシステムを構築することで、主体性を持った事務効率化、業務改革が図れます。デジタル改革室だけではなく、各所属でも内製システムの構築が可能となるよう、システムの内製化推進に取り組めます。

取組にあたっては、迅速な構築と修正を前提とした反復サイクルによるアジャイル型のシステム開発を行います。

3. 推進体制

3.1 ふくしまデジタル推進協議会

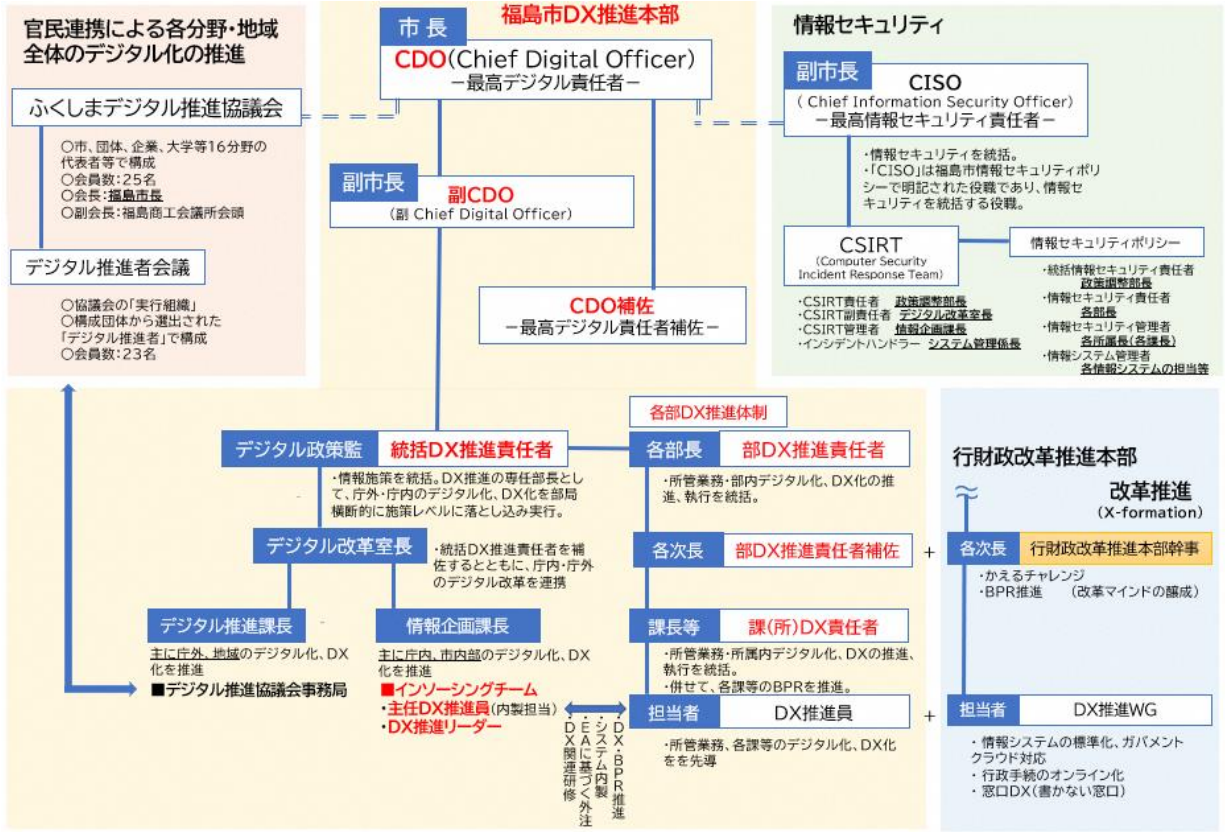
デジタル企業等の専門的知見を取り入れながら、各界トップにより、デジタル化推進の全市的合意形成と方向性の共有を図るとともに、各界トップのコミットメントを形成するため、令和4年7月11日に「ふくしまデジタル推進協議会」を設立しました。協議会は、市、団体、企業、大学等が一体となって、各分野及び地域全体のデジタル化を推進し、これを活用できるようにすることによって、市民一人ひとりがデジタル化の便利さや豊かさを実感できる社会を実現することを目的としています。

3.2 本市のDX推進体制

本市のDX推進にあたり、市長を「CDO(最高デジタル責任者)」、副市長を「副CDO」に据え、CDOを専門的知見から補佐する「CDO補佐」を設置します。そしてデジタル政策監を「統括DX推進責任者」とする指揮・統括により、デジタル改革室において業務主管部局への技術的助言、庁内を横断した各種調整を行い、DXの推進を主導します。

また、本市のDXの推進を図るためには、迅速な意思決定をもって全庁で取り組む必要があるため、福島市DX推進本部会議を設置し、合意形成や情報共有等を行い、取組の一層の推進を図っていきます。

さらにDXの推進に合わせ、事務効率化、BPRを加速させる上で必要となるシステムの内製を全庁で推進していくための役割を担う主任DX推進員をデジタル改革室内に配置します。本市のデジタル推進体制を、下図により示します。



なお、DXを推進していくためにはデジタル改革室だけではなく、全庁が一丸となり、明確な役割を定め取り組んでいく必要があります。そのため、各部長を各所管業務・事務の「DX推進責任者」、各課長等を「DX責任者」と位置づけ、所管業務などを市民目線でよりよいものに変革していくというマインドセットを所属内に浸透させ、各所属内におけるDXの取組を積極的に推進します。

また、DXの推進にあたっては、現場レベルからボトムアップでデジタル化を進められるよう各所属に「DX推進員」を設置し、各所属における業務の見直しや業務プロセスの再構築等を実施します。

これらの取組により、本市全体のDXに関する認識共有・機運醸成を図っていきます。

3.3 福島市DX推進本部会議

本市におけるDX推進の方向性やこれにともなう具体的な取組を定めるとともに、将来ビジョンなどの庁内共有を図るため、福島市DX推進本部会議を開催します。

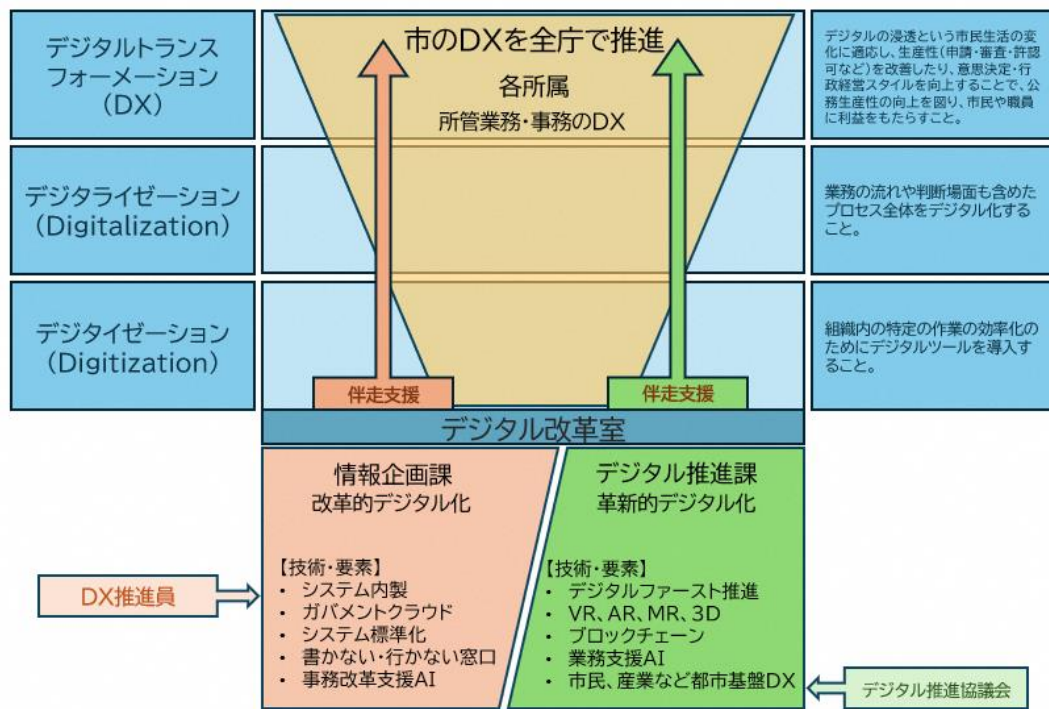
なお、出席者は業務・事務のDXを推進するという当事者意識をもって会議にのぞみ、会議の内容・結果を現場へ積極的に還元していく役割を担うことで、事務の効率化による公務生産性の向上を図るとともに、所管業務に基づく都市のデジタル化を図る施策を推進します。

3.4 デジタル改革室の体制

デジタル改革室では、主に庁外、地域(産業のDX、農業のDXなど、各所属の業務に関連するものを含む)のデジタル化、DXの推進を担当するデジタル推進課、主に庁内、市内部のデジタル化、DXの推進を担当する情報企画課が、それぞれの視点から業務主管部局への技術的助言を行い、伴走支援を行います。

また、デジタル推進課は、市、団体、企業、大学等が一体となって各分野及び地域全体のデジタル化を推進するために令和4年7月に設立されたしふくしまデジタル推進協議会を所管し、市民一人ひとりがデジタル化の便利さや豊かさを実感できる社会の実現を目指します。

情報企画課にはインソーシングチームを設置し、主任DX推進員、DX推進リーダーがシステム内製、全体最適に基づく外注支援などをおして、DXとともにBPRを支援します。



3.5 行財政改革推進本部との連携

将来を見据えた「業務改革」は、職員の意識改革、BPR 等の業務の抜本的な見直しのうえで、デジタル技術による最適化を図ることで実現可能となります。また、自治 DX として、デジタルファースト(デジタル完結)を念頭に行政手続きのオンライン化などに横断的に取り組む必要があります。

このことから、行財政改革推進本部及び DX 推進本部が連携して取り組むことで、本市の業務改革と DX を推進することとします。

4. 行政のデジタル化におけるDXの具体的な取組について

本市のDXの推進にあたっては、国が掲げる行政手続のデジタル化にともなうデジタル3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)を基本原則とし、取組を進めていきます。また、行政手続のDX推進によって公務生産性、住民サービスを効果的かつ効率的に向上させるため、重点的に取り組むべき項目を定めて取り組むこととします。

なお、重点的に取り組むべき項目のうち、特に住民の利便性の向上につながる事項を最重点取組項目とし、よりスピード感をもって取組を進めていきます。

さらに、これらを進めていくために必要なデジタル人材の育成・確保やセキュリティ対策、デジタルデバイド対策についても並行して進めていきます。

4.1 最重点取組項目及び重点取組項目

(1)行政手続のデジタル化(最重点取組項目)

市民にとって、「いつでも」「どこでも」「待たずに」行政手続が可能であることは大きなメリットになるとともに、職員の業務効率化を進めるうえでもデジタルデータでの情報の受け取りが必須となります。またこの手続きの中で、紙情報からのデジタル化など、アナログが残ることによる中途半端なデジタル化による職員の負担増を避けなければなりません。まずは「書かない窓口」、「行かない窓口」を実現するため、積極的に行政手続のデジタル化を進めます。

(2)AI・AR等先進技術の利用推進(最重点取組項目)

本格的な人口減少を迎える2040年(令和22年)頃を見据え、減少する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、業務を自動化するAI・ARなどの先進技術は有用なツールとなります。こうした先進技術を業務に積極的に活用するよう、利用促進に取り組んでいきます。

(3)システム内製化・RPAの利用促進(最重点取組項目)

システム内製化は、費用対効果の面などでパッケージソフト等によるシステム導入が困難な業務にも対応できることから、RPAの利用も含めて本市の様々な業務でシステム化を行っています。

内製化にあたっては、BPRによる業務プロセスの抜本的な見直しとデジタル完結を念頭に、全体最適による市民サービスの向上と業務の効率化の両立に向けて取り組みを進めているところです。システム内製化のメリットとして、主に以下の3点が挙げられますが、一方で内製したシステムの運用保守も含めて、持続可能な取り組み体制の維持が必要となります。

【システム内製化のメリット】

- 迅速な対応(予算の確保や契約などが不要なため、スピードアップが図られる。)
- 経費節減(開発経費が安く、小規模な事業もシステム化できる。)
- 柔軟で臨機応変な対応(業務を詳しく知る職員が作成することにより、業務に適した、変更し柔軟に対応できるシステムが構築できる。)

(4)財務会計システムDX推進・キャッシュレス化の推進(最重点取組項目)

現在、本市財務会計処理においてはシステムを導入しているものの、見積書、納品書、請求書など紙の伝票を使用しており、デジタル完結が行われていない状況です。

このため、電子契約及びキャッシュレス決済の導入によるデジタル完結を検討し、契約から支払い業務の抜本的な見直しを進めることで、財務会計処理の効率化と併せて市内事業者のデジタル化推進を図っていきます。

また、キャッシュレス決済は利用者の利便性の向上及び窓口の事務効率化さらには、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防が図れるなどのメリットがあり、社会的ニーズが高まっていることから、本市においても財務会計システムのDX推進および市民の利便性の向上にもつながるキャッシュレス決済の導入を推進します。

(5)デジタルプラットフォームの構築(最重点取組項目)

市民にとって、市内部の組織、業務単位ではなく、市民個人に合った必要なサービスが横串をさした状態であり、また一度の手続きで完結することが望ましい姿であるといえます。このことから、既にあるサービスや個別に作成されたシステムの連結を推進し、市民個人に合った最適なサービスを提供することが可能となるデジタルプラットフォームの構築をめざしていきます。

また、デジタルプラットフォーム導入後は、常に時代に即した、必要な機能を装備していくとともに、行政サービスにとどまらず、地域の情報や民間情報など、市民生活全般にわたる必要な情報を必要な方に必要な時に届けることが可能となるよう、取り組んでいきます。

(6)情報システムの標準化・共通化

全国自治体の情報システムは、各自治体が独自に開発してきた結果、発注・維持管理や制度改正による改修などを個別に対応せざるを得ず、その負担が課題となっています。

情報システムの標準化・共通化の取組として、標準化対象業務については国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行と、ガバメントクラウドへのリフトを令和7年度中を目途に進めます。

標準準拠システムへの移行に際してはBPRの視点を取り入れ、業務フローの見直しを行うことで、市民サービスの向上と事務の効率化の両立を目指します。

(7)オープンデータの推進

行政の保有する情報を機械判読に適したデータ形式で公開することにより、二次利用を促し、社会的な価値を生み出すため、積極的なデータ公開を行っていきます。

(8)フリーアドレス、テレワークの推進

テレワークは、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をすることができる柔軟な働き方が可能となるため、非常時における業務継続の観点に加え、育児・介護等のために時間制約がある職員が安心して働けるなど、多くのメリットがあります。今後は勤務状況の管理やコミュニケーション等の運用上の課題検証を踏まえ、ワークライフバランスの実現や非常時の行政機能の維持に向けて積極的な利用を推進します。

(9)都市のデジタル化推進

都市のデジタル化については、別途章立てしますが、「行政のデジタル化におけるDXの具体的な取組」と合わせて進捗管理を行っていきます。

4.2 福島市DX推進計画実行編について

各取組の着実な推進を図るため、本計画の取組に係る内容や具体的な進捗状況を管理する「実行計画編」を作成します。この実行計画編については、毎年度、進捗管理の確認及び課題改善策等の検討を行い、結果を次年度に反映します。

4.3 デジタル人材の育成・確保

DXを推進していくためには、デジタル改革室だけでなく、全ての職員がデジタル技術を活用して、現場の業務課題を解決できるよう知識の習得が必要となることから、DX推進員を対象に市民目線でのデジタル活用、RPAによる業務効率の改善力を向上させるため、適宜研修を実施します。

さらに、これからのデジタル社会の進捗を見据え、高度なICTスキルを持った専門人材の確保に向けて、DX推進リーダー(資格保有者、ICT企業経験者等)の採用にも取り組みます。

4.4 セキュリティ対策

本市では、セキュリティーポリシーを策定し、セキュリティ対策に取り組んでいます。今後も技術の進歩に対応しながらセキュリティーポリシーを適宜見直し、技術的・物理的・人的なセキュリティ対策を適切に講じることにより、市民の利便性を考慮したサービスを実現できるよう取り組んでいます。

また、クラウドサービスのメリットを最大限に活用するクラウドネイティブを推進する環境として、ゼロトラストセキュリティによる積極的な対策に取り組めます。

4.5 デジタルデバйд対策

行政のデジタル化の推進にあたっては、年齢、障がいの有無、国籍、経済的な理由等に関わらず、全ての市民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備が重要となります。

一方、デジタル機器を保有していない・しないという市民やデジタルに関心がないという市民も一定数存在します。デジタル化は、「デジタル機器を持つこと・使うこと」が目的ではなく、デジタル化の恩恵を市民が享受できることに目的があります。したがって、デジタル機器を有していない市民であっても、デジタル化により公務生産性が向上し、その結果、職員が本来業務や対人業務に時間の重き

を置けるようになることにより、質の高いサービスが受けられるようになることを含んでいます。

また、デジタルに取り組む意思がありながら、デジタルに不慣れな方でも容易に操作することができるよう配慮した取組や、個々の状況に応じた利用者に寄り添った取組が必要です。こうした取組を進めるためふくしまデジタルサポートデスクの実施、スマートフォン利活用支援講座の実施など、関係機関と協力しながらデジタル化に対する不安を解消する機会を提供します。

デジタル化の恩恵を全ての市民が享受できるよう「高齢者にもやさしいデジタル化」を推進します。

5. 都市のデジタル化の推進

人口減少の加速と働き方改革は、交通、医療・福祉、建設、教育など、社会の様々な分野で深刻な担い手不足をもたらしています。それを補完し、人でなければできないより本質的な業務に人を集中させるためには、デジタル化の推進が必要です。また、デジタル化は、人と人をつなぎ、作業等の効率性を高め、そして他分野との連携を促してより総合的で高度な商品や社会システムを生みだし、社会や企業の発展に貢献するものです。

私たちは、都市のあらゆる面にわたって、デジタル化を推進し、持続可能なまちづくりを実現します。

5.1 デジタルリテラシーに応じたデジタル化の推進

デジタル化は進んできましたが、高齢者などいまでもデジタル化になじめない人たちがいます。市民全体がデジタル化の効果を享受できるようにするには、デジタル化が苦手な人でも利用できる分かりやすく簡潔なものにするとともに、サポート体制を手厚くして補助し、また高齢者等が身近なところで助け合い・学び合える体制づくりを進めます。高齢者等との接点はアナログでも、その先のプロセスはデジタル化で処理するなど、柔軟な発想で「高齢者にもやさしいデジタル化」を推進します。

一方、若い世代はデジタルリテラシーが高く、デジタル端末を活用した学校教育によってさらに高くなってきます。今後、学校教育等によって、若い世代のデジタル活用能力をさらに高めるとともに、その活用能力を生かすことができるよう、あるいは若い世代にとってのデジタル活用の常識に対応できるよう、デジタルファーストのサービス提供や仕組みづくりを進めます。また、若い世代向けには、最新のデジタル技術やアプリ等を活用して、その能力を高め生かします。さらに、地域企業等においてデジタルを必要とする職種の採用数を増やしたり、デジタル化のレベルアップを図るなどして、デジタルに関心が高い若い層の地元定着を促進します。

企業・団体では構成員のなかに一定のデジタルリテラシーを有する人の存在が見込まれます。また、企業においてはデジタル活用が持続可能な企業活動のために必須であり、ひいては地域経済の発展に関わります。このため、企業・団体に対しても、デジタルファーストのサービス提供、仕組みづくり等を通じて、そのデジタル化を促進します。

5.2 デジタル技術を活用した都市のデジタル化推進

デジタル技術を活用することで、各産業における生産性向上やイノベーション、働く場の創出を進め、地域経済の活性化を図るとともに、住民自治組織、医療や福祉、防災、交通などの都市機能の向上を図り、市民が利便性を享受できる都市のデジタル化を推進します。

都市のデジタル化にあたっては、これまでの慣例や仕組み等に拘ることなく、新しい仕組みを創造する視点をもって、各分野の関係団体等とも円滑に連携しながら、その推進に努めます。

(1) 地域経済の活性化に資するデジタル化

コロナ禍により、デジタルを駆使した事業改革、リモートワークによる社員の働き方の多様化といったデジタル化の流れが一気に加速しました。

また、AI、VR・ARなどMR、5G、IoT等のテクノロジーの急激な進歩は、テレワークの日常化や働く場の創出、農業の省力化・自動化、観光や関係人口の拡大にも大きな影響を与えています。

こうした中、ふくしまデジタル推進協議会では各界トップのコミットメントが形成され、それぞれの分野においてデジタル化の取組を進めています。

市においても、デジタル人材と市内中小企業や団体等をマッチングするデジタル人材バンクを活用した取組や、電子クーポン「福デジくん」の発行により地域経済の下支えを図るとともに市民生活のデジタル化を進める取組を実施しており、各部局所管業務のデジタル化をとおして関係各分野のデジタル化を促す取組を推進する必要があります。

(2) 都市機能の向上に資するデジタル化

デジタル化は人口減少や少子高齢化に伴う支え手の減少にも有効であり、住民自治組織や医療・福祉施設などの地域基盤を持続可能なものにします。また、交通や公共サービスの効率化、リアルタイムなデータの分析による災害対応、都市計画の最適化、市と市民、市民間の連携強化などの効果をもたらします。

現在、本市では電子町内会の推進により、情報伝達の迅速化と高齢化する役員の労力削減に取り組んでいます。また、救急医療においては、令和4年度から12誘導心電図伝送装置を導入するなど救急車に関連したデジタル活用を進め、令和5年度からは小児科の休日当番にオンライン診療を導入、令和6年度からは高齢者施設でのオンライン診療の実証実験を開始するなど、デジタル活用による機能補完・向上を図っています。

また、マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーションを搭載することで様々なサービスに利用することが可能であり、本市ではももりんシルバーパスポート事業で活用を予定しています。マイナンバーカードは健康保険証としても活用されるなど、1枚で幾通りもの活用が可能であり、市民生活の利便性を向上させる活用方法の検討・実装に取り組むこととします。

都市機能の向上にあたっては、先に挙げたテクノロジーの活用も有効であり、積極的な技術情報の収集に努めるとともに、その活用にむけた検討に取り組むこととします。

【資料編】

1. 関係要綱等

福島市 DX 推進本部設置要綱

（設置）

第1条 デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革するデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することにより、市民サービスの向上、地域社会の活性化及び行政事務の効率化を図るため福島市 DX 推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)デジタル化に関する基本的な計画の策定及びその推進
- (2)前号に掲げるもののほか、市の DX 推進に必要な事項

（組織）

第3条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

（推進体制）

第4条 推進本部に、最高デジタル責任者(以下 CDO)及び副最高デジタル責任者(以下副 CDO)を置くとともに、最高デジタル責任者補佐(以下 CDO 補佐)を置くことができる。

CDO には市長、副 CDO には情報部門担当副市長をもって充てる。

- 2 副 CDO は、CDO に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 CDO 補佐は、CDO を技術的に補佐し、CDO の意思決定に関する支援を行う。
- 4 統括 DX 推進責任者は、デジタル政策監を充て、DX 推進責任者とともに、部局横断的に DX 施策を実行に落とし込むものとする。
- 5 DX 推進責任者は、別表第1の者を充て、所管業務・部内デジタル化、DX の推進、執行を行うものとする。
- 6 DX 推進責任者補佐は、別表第2の者を充て、部内各課の DX 施策、デジタル化、DX 化の進捗管理を行う。
- 7 所属長は DX 責任者として、所管業務における DX の推進、執行を統括する。
- 8 各所属におけるデジタル化施策の中心的役割を担う DX 推進員については、「福島市 DX 推進員設置要綱」により規定する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

第6条 推進本部の会議は、必要に応じて CDO が招集し、CDO がその議長となる。

（幹事会）

第7条 推進本部に、推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には政策調整部デジタル改革室長を、副幹事長には情報企画課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、推進本部に付議すべき事案等について、あらかじめ、調査検討を行う。
- 5 幹事会に、専門的事項の調査研究のため、必要に応じて、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、政策調整部デジタル改革室情報企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、CDO が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

最高デジタル責任者(市長)	CDO
副最高デジタル責任者(副市長)	副 CDO
最高デジタル責任者補佐	CDO 補佐
統括 DX 推進責任者	
部 DX 推進責任者	
政策調整部長(統括 DX 推進責任者 デジタル政策監)	
水道事業管理者	
代表監査委員	
教育長	
危機管理監	
総務部長	
財務部長	
商工観光部長	
農政部長	
市民・文化スポーツ部長	
環境部長	
健康福祉部長	
こども未来部長	
建設部長	
都市政策部長	
議会事務局長	
教育部長	
消防長	
水道局長	
医療政策監	

別表第2(第7条関係)

DX 推進責任者補佐

危機管理室長

政策調整部次長

政策調整部デジタル改革室長

総務部次長

財務部次長(財務担当)

財務部次長(税務担当)

商工観光部次長

農政部次長

市民・文化スポーツ部次長

環境部次長

健康福祉部次長

こども未来部次長

建設部次長

都市政策部次長

会計管理者

議会事務局次長

教育部次長

消防本部次長

水道局次長

選挙管理委員会事務局長

監査委員会事務局長

農業委員会事務局長

福島市DX推進員設置要綱

(令和元年 8月22日 政策調整部長決裁)

(目的)

第1条 本市におけるデジタル化推進を通じた業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、各所属におけるデジタル化施策の中心的役割を担うとともに、本市のDXを先導する職員としてDX推進員を設置する。

(配置)

第2条 DX推進員は、別表1に掲げる所属に1名以上を配置する。
2 情報企画課に主任DX推進員を配置し、DX推進員を統括する。
3 情報企画課にDX推進員リーダーを配置し、主任DX推進員を補佐する。

(選任)

第3条 DX推進員は、課(所)DX責任者が所属職員のうちから1名以上を選任する。

(業務)

第4条 DX推進員は、主任DX推進員がリーダーとなるインソーシングチームの一員として、本市のDXを先導するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1)所属におけるデジタル化推進に関すること。
- (2)所属におけるデジタル化施策立案・実施の支援に関すること。
- (3)最新デジタル技術の調査・研究に関すること。
- (4)所属職員へのデジタル技術に関する助言・指導に関すること。
- (5)システム内製に関すること。
- (6)その他所属内の情報化に関すること。

(庶務)

第5条 DX推進員に関する庶務は、政策調整部情報企画課において行う。

(研修)

第6条 政策調整部長は、DX推進員に対し、必要に応じ、デジタル化に関する研修を実施する。
2 情報企画課長は、所属長を経由して、適時DX推進員に対し、デジタル化に関する資料等を提供する。

(任期)

第7条 DX推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
2 DX推進員に欠員が出た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関して必要な事項は、デジタル政策監が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月21日から施行する。
- 2 福島市システム・アドバイザー設置要綱(企画調整部長決裁 平成11年6月24日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年6月29日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係) DX推進員 配置所属

【危機管理監】危機管理室

【政策調整部】政策調整課 広聴広報課 地域共創課 デジタル推進課 情報企画課

【総 務 部】総務課 秘書課 人事課 男女共同参画センター

【財 務 部】管財課 契約検査課 財政課 市民税課 資産税課 納税課 財産マネジメント推進課 公共建築課

【商工観光部】産業雇用政策課 にぎわい商業課 観光交流推進室 企業振興課
コンベンション推進課

【農 政 部】農業企画課 農業振興課 農林整備課 市場管理課

【市民・文化スポーツ部】生活課 市民課 スマート窓口推進課 国保年金課 定住交流課
文化振興課 スポーツ振興課

【環 境 部】環境課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 あぶくまクリーンセンター
あらかわクリーンセンター 環境施設整備室 環境再生推進課

【健康福祉部】共生社会推進課 生活福祉課 障がい福祉課 長寿福祉課 介護保険課
福祉監査課 保健総務課 衛生課 感染症・疾病対策課 健康づくり推進課

【こども未来部】こども政策課 こども家庭課 幼稚園・保育課

【建 設 部】路政課 道路保全課 道路建設課 河川課

【都市政策部】都市計画課 交通政策課 開発建築指導課 公園緑地課 市街地整備課 住宅政策課
下水道総務課 下水道建設課 下水道管理センター

【会計管理者】会計課

【議会事務局】総務課 議事調査課

【消防本部】消防総務課 警防課 救急課 通信指令課 予防課

【消防署】福島消防署 飯坂消防署 福島南消防署

【教育委員会事務局】教育総務課 学校教育課 教育施設管理課 教育研修課

生涯学習課 図書館

【水道局】水道総務課 経営企画課 経理課 配水課 給水課 水道整備課 施設管理センター

【選挙管理委員会】事務局

【監査委員】事務局

【農業委員会】事務局

2. 用語解説

用 語	説 明
AI	「人工知能」を指す(Artificial Intelligence(アーティフィシャル インテリジェンス))の略称。
AR	AR とは「拡張現実(Augmented Reality)」の略で、スマートフォンやタブレット、サングラス型の AR グラスを通して見ることで、現実世界にデジタル情報の付加を可能にし、世界を拡張する技術。
BPR	BPR は、Business Process Reengineering の略で、業務全体のプロセスを見直し、再構築すること。
ICチップ	IC とは「Integrated Circuit」の略で、微細な集積回路のこと。「IC カード」とは、集積回路を内蔵したカードのことを指す。
IoT	IoTとは、Internet of Things の略で、様々なモノがインターネットに繋がる仕組みのこと。
MR	「複合現実」。AR をさらに発展させた技術で、MR デバイスを装着することで、ユーザーの位置や動きに合わせてデジタル情報を表示したり、直接ユーザーがデジタル情報を触って操作したり、複数人で同時に体験をすることが可能となる。
RPA	RPA とは、Robotic Process Automation の略で、パソコン上で行われる作業を人の代わりに自動で実施してくれるソフトウェアのこと。
5G	第5世代移動通信システムのことで、「高速・大容量」「低遅延」「多数接続」を特徴とする技術。
アジャイル型	アジャイル(agile)とは直訳すると「素早い」「機敏な」という意味。アジャイル型の開発とは、「計画→設計→実装→テスト」といった開発工程を、機能単位の小さいサイクルで繰り返す開発のこと。
ガバメントクラウドへのリフト	ガバメントクラウドは政府共通のクラウドサービスの利用環境。自治体も標準化されたシステムを同環境に構築することが努力目標とされており、リフトはシステムをクラウド移行すること。
カードアプリケーション	マイナンバーカードの IC チップ内には空き領域が存在し、その空き領域に記録されたアプリケーションのこと。
クラウドネイティブ	クラウド環境で最新のアプリケーションを構築するソフトウェア開発の手法だが、「クラウドの利点を徹底的に活用するシステム」といった意味で使われることが多い。

用 語	説 明
コネクテッド・ワンストップ	「コネクテッドワンストップ」は、デジタル手続法に定められた行政手続きデジタル化3原則の一つであり、民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現すること。
ゼロトラストセキュリティ	すべてのユーザーやデバイスなどを“信頼できない”ものとして捉え、重要な情報資産やシステムへのアクセス時にはその正当性や安全性を検証することで、マルウェアの感染や情報資産への脅威を防ぐセキュリティの考え方。
デジタルプラットフォーム	インターネットやデジタル技術を駆使して、様々なサービスやアプリケーションを統合的に提供するサービスのこと。
デジタルリテラシー	デジタル技術を理解して適切に活用するスキル
ワンスオンリー	「ワンスオンリー」は、デジタル手続法に定められた行政手続きデジタル化3原則の一つであり、一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。